

## 経済産業省

平成 21・06・02 貿局第 1 号  
輸出注意事項 2 1 第 2 2 号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出事後審査事務取扱要領」(昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 2 号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 1 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 藤田 昌宏

「輸出事後審査取扱要領」の一部改正について

「輸出事後審査事務取扱要領」(昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 2 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 2 1 年 6 月 1 8 日より施行する。

記

3 ( 3 ) 中「及び別表第 2 の 2 」を削り、「同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出」の次に「、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出」を加える。